

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和4年度文京区の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を付します。

令和5年8月23日

文京区監査委員 渡部 敏 明

同 松本 理恵子

同 田中 利 周

令和4年度文京区財政健全化審査意見

1 審査の概要

本審査は、文京区監査基準、令和5年度文京区監査基本計画及び令和4年度各会計歳入歳出決算審査等実施計画に基づき、文京区長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された以下の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

健全化判断比率	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準
実質赤字比率	— (△8.45)	— (△10.46)	11.25
連結実質赤字比率	— (△9.93)	— (△12.58)	16.25
実質公債費比率	△4.1	△4.4	25.0
将来負担比率	— (△104.6)	— (△114.5)	350.0

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

令和4年度は実質赤字が生じておらず、良好である。

なお、計数上の数値は、△8.45%となっている。

イ 連結実質赤字比率について

令和4年度は連結実質赤字が生じておらず、良好である。

なお、計数上の数値は、△9.93%となっている。

ウ 実質公債費比率について

令和4年度の実質公債費比率は△4.1%で、早期健全化基準の25.0%を下回っており、良好である。

エ 将来負担比率について

令和4年度は将来負担額を超える充当可能財源があるため、良好である。

なお、計数上の数値は、△104.6%となっている。

(3) 是正改善を要する事項

特になし